

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 8 年 3 月 1 1 日 (水曜日)

議 事 日 程 (第3号)

- 第1 一般質問
- 第2 議案第16号 四万十町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第3 議案第17号 第2次四万十町住生活基本計画の策定について
- 第4 議案第18号 四万十町人権尊重のまちづくり条例について
- 第5 議案第19号 四万十町手話言語条例について
- 第6 議案第20号 四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第21号 四万十町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第22号 四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第23号 四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第24号 四万十町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第25号 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第26号 四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第27号 四万十町短期滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第28号 四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について
- 第15 議案第29号 四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について
- 第16 議案第30号 四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について
- 第17 議案第31号 四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について
- 第18 議案第32号 四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について
- 第19 議案第33号 四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について
- 第20 議案第34号 四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について
- 第21 議案第35号 四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について
- 第22 議案第36号 四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について
- 第23 議案第37号 四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について

て

- 第24 議案第38号 四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について
- 第25 議案第39号 四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 第26 議案第40号 四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について
- て
- 第27 議案第41号 四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について
- 第28 議案第42号 四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について
- 第29 議案第43号 四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について
- て
- 第30 議案第44号 四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について
- て
- 第31 議案第45号 四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について
- 第32 議案第46号 四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について
- 第33 議案第47号 四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について
- 第34 議案第48号 四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について
- て
- 第35 議案第49号 地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について
- 第36 議案第50号 四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について
- 第37 議案第51号 四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について
- 第38 議案第52号 四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について
- 第39 議案第53号 四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について
- 第40 議案第54号 窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について
- 第41 議案第55号 四万十町窪川B&G海洋センターに係る指定管理者の指定について

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第41まで

~~~~~

出席議員(14名)

1番	武田秀義君	2番	山本大輔君
3番	林健三君	4番	村井眞菜君
5番	佐竹将典君	6番	中野正延君
8番	伴ノ内珠喜君	9番	中屋康君
10番	水間淳一君	11番	下元真之君
12番	味元和義君	13番	橋本章央君
14番	堀本伸一君	15番	緒方正綱君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
会計管理者兼会計管理室長兼参事	池上康一君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	佐竹雅人君
危機管理課長	味元伸二郎君	企画課長	富田努君
農林水産課長	武田正人君	にぎわい創出課長	小笹義博君
税務課長	西岡健二君	町民課長	三宮佳子君
建設課長	下元敏博君	健康福祉課長	戸田ゆかり君
高齢者支援課長	三本明子君	環境水道課長	戸田太郎君
教育長職務代理者	谷口和史君	教育次長兼学校教育課長	川上武史君
生涯学習課長	今西浩一君	農業委員会事務局長	小嶋二夫君
農業委員会会長	太田祥一君	特別養護老人ホーム事務長	佐竹あゆみ君
大正・十和診療所事務長	池田康人君		
<u>大正地域振興局</u>			
局長兼地域振興課長	北村耕助君	町民生活課長	長森伸一君
<u>十和地域振興局</u>			
地域振興課副課長	上川優君	町民生活課長	川下房代君

~~~~~

事務局職員出席者

|      |      |    |       |
|------|------|----|-------|
| 事務局長 | 岡英祐君 | 次長 | 小野川哲君 |
|------|------|----|-------|

書 記 茨 木 萌 愛 君



午前9時30分 開議

○議長（緒方正綱君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより令和8年第1回四万十町議会定例会第8日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

8番伴ノ内珠喜君の一般質問を許可します。

8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 皆さん、改めておはようございます。

昨夜のニュースでは、東京方面、雪が降っていると、また四万十町も早朝から霜が下りて大変寒い朝を迎えたところです。町内も春の足音がひたひたとすぐそこに来ておりますが、ちょっと足踏み状態のような感じも受けられます。また、興津はもう田植えの準備が始まって、田んぼの脇ではカエルが鳴き始めているようなときです。また、社会情勢に目を向けても、やはりイランへの戦争攻撃、それによって我々の生活にも直結するような原油価格の高騰があります。社会情勢が変わることによって、またガソリン価格の高騰とか、我々の生活にも直結するところがあると思います。そういったところも皆さんとも協議しながらいろいろやっていきたいと思えます。

私の一般質問をこれから始めます。高齢者福祉についてと、介護保険について、興津・志和地域における港へ廃棄された船の処理について、三点伺っていききたいと思います。

初めに、高齢者福祉についてですが、四万十町の高齢者福祉に関わる高齢者への支援サービスが多数あります。本当に高齢者含めた家族の方はそのサービスによって恩恵を受けているところですが、ただ、少子高齢化に伴い人口減少が歯止めがかかりません。人口減少によって、そのサービスに係る人材を今後どのように確保するのか。また、今後どのような各サービスに対応していくのかから、何点か伺っていききたいと思います。

まず、現在の四万十町の人口と65歳以上の高齢者の人数をお教えてください。

○議長（緒方正綱君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） お答えします。

本年2月末現在の本町の人口は1万4,485人、65歳以上の高齢者数は6,804人、高齢化率は47%です。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 非常に人口からしても高齢者の数が多い本町であります。高齢者福祉に係る介護福祉事業所と、職員がそれぞれいらっしゃると思うんですが、介護福祉事業所の事業数と、それにかかる職員の人数が分かればお教えてください。

○議長（緒方正綱君） 特別養護老人ホーム事務長佐竹あゆみ君。

○特別養護老人ホーム事務長（佐竹あゆみ君） 四万十町内には公設と民営の施設があるため、私からは特別養護老人ホーム窪川荘、四万十荘の公設2か所の職員数についてお答えし、後ほど高齢者支援課長から民営の施設についてお答えします。

両施設の職員数は合計63人となっております。

○議長（緒方正綱君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 私からは、民営の介護保険関係の施設についてお答えします。

事業所数は8か所で、内訳は認知症グループホームが6か所、小規模の特養ホームが1か所、介護医療院が1か所です。この8か所の介護職員の数は計103人です。つまり、町内全体では10事業所、介護の職員数は166人となります。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 非常に多くの職員によって介護福祉施設が運営されているという状況は分かりました。

各民営の事業所、町営の事業所も含めて、施設の利用者数をできればお教えてください。

○議長（緒方正綱君） 特別養護老人ホーム事務長佐竹あゆみ君。

○特別養護老人ホーム事務長（佐竹あゆみ君） 先ほどと同じように、私からは特別養護老人ホームについてお答えいたします。

両荘の定員は合計120人で、3月1日現在の入所者、利用者は116人となっております。

○議長（緒方正綱君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） では、民営の8か所の定員は計157人で、3月1日現在の利用者は154人です。特別養護老人ホーム2か所と合わせると定員の合計が277人、うち利用者数は270人となっております。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 各施設において高齢者が利用していると分かりました。

その施設を今利用したくても空きがないとか、利用したくても利用できない状況にあ

る、いわゆる待機者の数がもしお分かりできればお教えてください。

○議長（緒方正綱君） 特別養護老人ホーム事務長佐竹あゆみ君。

○特別養護老人ホーム事務長（佐竹あゆみ君） 先ほどと同じように、特別養護老人ホーム両荘の待機者の数は、要介護2以下で現在は入所の対象とならない方、既にほかの特別養護老人ホームに入所されている方、医療機関でなければ対応できない方もおられますが、両施設合わせて188人で、重複して申込みをされている方が46人いるため、実際の待機者は142人となっております。待機者は多い印象ですが、入所のお声かけをしても、在宅での継続の意向やグループホームなどほかのサービスの利用、体調面の不安などで入所に至らない方も多く、入所までの期間は以前に比べ短くなっています。なお、142人のうち在宅の待機者は、入所の申込み時に確認できている部分で37人となっております。

○議長（緒方正綱君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 民営の8か所の待機者は合計98人ですが、重複して申込みをされている方が多く、延べ数になります。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 一通り現在の人口、介護福祉施設事業所の数、職員の数、施設の利用者、待機者の人数が分かったところです。

やはり介護施設を運営するに当たって一番懸念されるのは、職員もだんだんと年を取っていくのは否めないところです。人口減少が著しく激しいこの中山間地域において、今後職員が退職していく、またいろんな都合によって辞めていくときに、職員の人材を確保できているのかという点をお聞かせください。

○議長（緒方正綱君） 特別養護老人ホーム事務長佐竹あゆみ君。

○特別養護老人ホーム事務長（佐竹あゆみ君） 特別養護老人ホーム両荘については、今のところ配置基準を満たすことはできていますが、やはり土曜、日曜、祝日の勤務、夜間勤務もあるため、年々人材の確保は難しくなっております。

○議長（緒方正綱君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 民営も配置基準を満たし、職員が充足しているところもありますが、多くはあと1人か2人、人員が欲しい状況とのことでした。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 年々、四万十荘、窪川荘においては土日の対応する方が難しくなっている、それに付随して人材確保が難しくなっている。民間事業所の中には1

人、2人足りない状況と。やはり介護施設事業所だけじゃなくても、民間の企業、農家も人材不足、成り手不足は本町においても喫緊の課題のように思います。特に高齢者福祉に従事する職員も足りなくなってしまうと、事業所が運営できなくなる。諸事情もあったかと思うんですが、くぼかわ病院のアザレアと、大西病院のあけぼのは閉所という流れになっております。

そういった中で、今後の高齢者福祉に係る人材をどのように確保していくのか。対策があるのか、もしあればお聞かせください。

○議長（緒方正綱君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） どの事業所も、まずは離職者を出さないよう働きやすい職場を目指しており、職場環境や業務の改善に努め、ICTの導入などにより業務の効率化を図る事業所もあると聞きます。町としても、離職防止を想定して、毎年研修会を開催したり移住者向けの啓発などを行っています。引き続き関係機関や県とも状況を共有しながら検討し、情報提供などに努めてまいります。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 高齢者福祉施設の各介護事業所が、民間は民営で各事業所において人材確保に努めてはおると思うんですが、窪川荘、四万十荘も人材確保ができ、高齢者が安心して施設で暮らせるよう努めていただきたいと思います。

2番目に、様々な高齢者福祉サービス事業がある中で、一体どのように運営しているのかなど気になったのが配食サービス事業です。確かにご飯なりお惣菜なりを配食してくれるサービスなんですが、サービスの目的、事業を始めた目的が分かれば教えてください。

○議長（緒方正綱君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） お答えします。

配食サービス事業は、食事の確保が困難な高齢者等に対し、定期的な訪問による栄養バランスのとれた食事の提供及び安否確認を行うことにより、自立した生活を確保することを目的としております。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 確かに高齢者になって、なかなか炊事もできなくなり、だからといって介護施設に入るほどでもなく自宅で過ごしている高齢者もおります。高齢者の栄養面とかを手助けするために始まったところはよく分かりました。

では、配食サービスに係る事業所は本町において何事業所あるのか、1事業所なのか、

お分かりできればお教えください。

○議長（緒方正綱君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 現在、町内の6事業者に委託しております。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 意外と思ったよりも多い数の事業者がいらっしゃるということで、びっくりしているところですが。実際、配食サービスを利用している人数は分かりませんでしょうか。

○議長（緒方正綱君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） お答えします。

まず、この事業の対象者について説明させていただきます。1、要介護認定者のうち身体上、精神上または環境上の理由により調理が困難な者、2、要支援認定を受けた者または基本チェックリストによる事業対象者のうち栄養状態の改善を必要とする者、あるいは身体上、精神上または環境上の理由により調理及び買物が困難で、見守り及び安否確認を兼ねた配食を必要とする者、3、その他町長が必要と認める者としております。申請書受理後に調査の上、事業利用の可否の審査過程があります。昨年度の実利用者は370人で、本年度は1月までの実利用者は346人です。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 65歳以上の高齢者の人口からして見ると、いろいろと制約もあったりすると思うんですが、意外と利用者数が少ないように思います。

利用者によっては、好き嫌い、当然あるかと思えますけども、利用者のニーズ、配食サービスですからいろんなメニューがあるとは思いますが、例えば焼き魚はちょっと苦手だとか、洋風のおかずはちょっと口に合わないとか、そういったこともあるかと思うんですが、そういった利用者へのニーズをどのように応えているのか。それと、配食サービスを受ける時間帯が分かればお教えください。

○議長（緒方正綱君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 利用の申請後の調査の段階において、状態の確認やほかのサービスとの組合せなどを確認します。原則、昼食と夕食の配達なのですが、事業所によって配達エリアや配達日、食事形態への対応などが違いますので、住所地や個別ニーズにより可能な事業所を紹介しております。議員のおっしゃられたように、どうしても食べられないものとかアレルギーには配慮します。無料の試食ができる事業所もあります。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） いろいろと利用者のニーズに合った食事提供や、配食する時間帯も基本は昼と夕方ということで、なかなか朝は難しいところもあるかと思うんですが、せめて昼食だけでも食べていただければ、共働きをして家に高齢者を残している方もいらっしやると思うんですが、そういった方も無理なく利用できるサービスであってほしいなと思います。

また、利用者への周知、どのようにしているのか。こういったサービスがあるのやったら受けてみたいなというとき、高齢者の方へ利用の周知、分かればお教えてください。

○議長（緒方正綱君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 本事業については町のホームページや区長文書、ケーブルテレビなどで紹介しております。また、高齢者の相談に当たる地域包括支援センターやケアマネジャーから状況により利用の提案があります。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） その利用を必要とする状況にある方への訪問とか、ヒアリングを通じて周知をすると理解してもよろしいでしょうか。

○議長（緒方正綱君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 相談がありましたら、まずは地域包括支援センター職員が訪問して状況を伺いますし、既に担当ケアマネジャーがついている場合は、そのアセスメントの過程で提案がなされます。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） こういうありがたいサービスを検討していらっしやる方、ちょっとしたことかもしれないですけど、お昼の食事を1食構えられるか、構えるのか、構えていただくだけでも、やはり家族の負担軽減にもなるかと思うので、もっとリーズナブルな配食サービスの支援になっていただきたいと思います。

二点目の介護保険について。介護保険サービスの利用について、この様々なサービスの中で、福祉用具の貸与、販売、住宅改修などがある中で、住宅改修について、ちょっと気になる点が2、3ありましたので、お伺いしたいと思います。

まず、本町において、住宅改修の事業ですが、何となく理解はできます。段差のある床面をバリアフリーにしたり、トイレが狭いのでトイレをちょっと介助しやすくなるためにトイレの改修とか、和式トイレから洋式のトイレに替えたり、手すりをつけたりという住

宅の改修事業があるのは理解しております。ただ、実際にこの補助事業を今までに活用した件数がお分かりになれば、お教えてください。

○議長（緒方正綱君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） お答えします。

介護保険の住宅改修は、主に利用者の自立支援に必要な生活環境を整えるため、議員がおっしゃられたように手すりの取付け、段差の解消、床材の変更、扉の取替え、和式から洋式への便器の取替えの五つの項目を対象としています。令和6年度は128件、本年度は2月末までに87件分を支給しております。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） かなりの件数が利用されているというところで、本町で出しています「介護保険、わかりやすい利用の手引き」というパンフレットの中に1つ、気になる記事がありました。ちょっと朗読します。「居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）」ということで、「生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7から9割が住宅改修費として支給されます。（費用が20万円かかった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です）。」とありますが、この1割2割、3割という自己負担割というのは、何によって金額が違うのか、分かる範囲でお教えてください。

○議長（緒方正綱君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 介護保険の住宅改修は、20万円を上限として費用の7割から9割が支給されます。つまり、ほかの介護サービスと同様に、自己負担は1割から3割で、ご本人の課税状況や所得金額により決められ、介護認定通知の際、負担割合証により示されます。議員がお持ちのパンフレットの5ページの中に自己負担割合と判定基準が書かれていますので、ご参照ください。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 課税率とか、そういったもので負担割が変わってくると、よく分かりました。

原則20万円が上限なので、1回、20万円分使ってしまうと使えないんじゃないかと思われて、誰もがそう思うと思います。もうちょっと改修したい、去年よりもちょっと介護認定が上がったのに、もう使えないんじゃないかと思われる方もいらっしゃると思います。原則20万円の上限を超えてしまえば、1回限りということですが、この限度額は本当

に足りているのかどうかをお聞かせください。

○議長（緒方正綱君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 介護保険の住宅改修は、支給限度額の20万円に達するまで数回に分けて利用できます。また、住所が変わった場合や介護度が3ランク以上上がった場合はリセットされて、再度20万円まで利用できます。なお、今のところ20万円では足りないという声は聞かれておりません。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 引っ越した場合には、またその場所で改修事業は使えるということで構いませんね。ありがとうございます。

そういった支援も含めて、手厚い支援を高齢者、抱える家族に対して様々なサービスを展開していただいて、より暮らしやすい、一人でも暮らしやすい四万十町を目指していただいている。高齢者福祉に係る介護福祉、介護保険に係る様々なサービスを講じていただいて、本当にありがたく思っております。今後いろんなニーズ、また四万十町はほかの町村に比べて類を見ないほど広大な面積を有しております。各地に高齢者がいて生活している中で、介護保険サービスや高齢者福祉サービスを今後どのように対策していくのか、展望があればお聞かせください。

○議長（緒方正綱君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 介護保険の住宅改修に関する対策、対応についてお答えします。

利用者が希望する内容により支給対象になるか、保険者である町の判断が求められるときがあります。その際は、ほかの市町村の状況を確認したり、県に問合せをしております。給付適正化の項目の一つにもなっており、本町は事前の現地確認に全件、町職員が立ち会うようにしております。今後も需要に応じた対応をし、適正給付に努めてまいります。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 各サービスを利用する高齢者、それを抱える家族の方々が安心して各サービスを受けられるように、これからもご尽力いただきたいと思います。

最後に、三点目、奥津・志和地域において、港に停泊する船舶の中には、もう利用されないで廃船状態になっている船や持ち主が不明の船が、特に興津地域においては増えております。以前、防災の観点から廃船、放棄されている船の撤去事業、補助事業があつて、

一定放置された船舶は減ってはきたんですが、その後、補助事業もなくなって、なかなか個人では不要になった船舶を処理できない。以前私が一般質問で聞いたときには、持ち主が船舶を誰かにあげるとか、買いたい人に売るとかという取組をしてはという話があったように思います。しかしながら、県内においても不要な船舶が増えています。それは人口減少もわかりですが、やはり後継者不足によって漁業に従事する方が船舶を手放して、その処理に困って、そのまま港に停泊され放置されたような状況があるみたいですね。その観点から、そういった船舶を今後どうしていくのか。ただ、個人で産業廃棄物処理の業者をお願いして処理するにも高額な金額がかかってしまうので、個人では処分のしようがなく、放置されている状況が見て取れています。やはり港に関わることですから、港湾というところでは、ちょっと本町とはかけ離れていくような気もするんですけども、処理に困っている住民に対して今後どのような対策ができるのか、今の現状をどのように捉えているのか、何かあればお教えてください。

○議長（緒方正綱君） 農林水産課長武田正人君。

○農林水産課長（武田正人君） お答えします。

まず、廃船処理のこれまでの取組について、振り返りも含めてご説明を申し上げます。

これまで町は被災時の津波や台風による二次災害のリスクを軽減するため、平成29年度から令和元年度までの3年間、令和3年度から令和5年度までの3年間、危機管理課との連携により四万十町放置漁船減災対策事業費補助金を運用しまして、県漁協等を通じて廃船の要望を集約するとともに、所有者による自主的な処分を基本とし、漁港内に放置された26隻の廃船処理を支援してきたところです。そして、ある一定の成果があったこと、また、この制度は3年間の時限措置であったことから、本補助制度は令和5年度末をもって終了しております。

しかしながら、放置漁船の増加については被災時の津波や台風による二次災害のリスクだけではなく、現在、漁業を営む方々の漁船の安全な航行や、漁港の適正な利用等を妨げる要因になりかねないとも認識しておりますので、危機管理課とも連携の上、国・県の補助制度に関する調査研究も行いながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 今後、やっぱり増えていく、早急な対応というわけにはいかないかもしいんですが、例えば、今空き家となって人が住めるような状況じゃなくて、

取壊しのときに使える補助事業がありますよね、取壊しの事業が。そういった枠組みの中にでも、例えば廃船する船のトン数制限みたいなのを付け加えて、1 t未満であれば家の取壊しの事業の中に加えていけるような、そういった対応、措置をしていただくと、もう少し利用者も利用できるような感じがあるのではないかなと思うんです。

そういった中で、今後、廃船が更に増えていくと考えるが、今おっしゃってくれたように、検討していくというところですけども、検討するというよりは、やはり日に日に増えていっている現状ですので、早急な対応が取れるような施策をしていただきたいと思います。船を手放す持ち主にとっては何とも見難いような、自分の使っていた船が乗れなくなって、自分も乗れない状況にもなって、ただ放置されているのを見るのは忍びないと思います。1日でも早く処分して、港湾、港を利用する方にも迷惑かからないようにしたいという思いがあると思います。そういった観点をもう少し踏まえて、別の事業の枠組みの中から、可能であれば廃船処理に回せるような対策があればやってほしいなと思います。

そこで、今後どういった対策を考えていくのか、お聞かせください。

○議長（緒方正綱君） 農林水産課長武田正人君。

○農林水産課長（武田正人君） お答えします。

まず、放置漁船の処理に関してですけれども、先ほど議員もおっしゃられたように、所有者の方が責任を持って産業廃棄物として適正に処分していただくことが基本だと考えております。一方で、漁業を取り巻く環境や、現場の漁業者の皆様から切実な声が寄せられていることも認識しておりまして、漁業者の負担を軽減し、計画的な廃船処理を促進するための補助事業の必要性は感じているところです。先ほどの答弁と重複しますが、今後、県や高知県漁協、漁業関係者の方とも情報共有するとともに、減災対策といった観点からも、危機管理課とも連携の上、国・県の補助制度の動向を注視しながら検討したいと考えております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 早くそういった事業を展開していただけるように努力していただいて、つい一昨年も、実は興津の漁港で廃船処理されないまま係留している船が1隻そのまま沈没することもありました。なかなか引き揚げて乗ろうにも、いろいろとお金もかかってくる状況にもなってきますので、しっかりと早期的な対策をしていただくよう切にお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（緒方正綱君） これで8番伴ノ内珠喜君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。10時30分まで休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番下元真之君の一般質問を許可します。11番下元真之君。

○11番（下元真之君） 改めまして、皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めます。

まずもって、今回がこの議会の最後の一般質問となりますが、るる同僚議員の方たちもおっしゃっておりますように、長きにわたって四万十町政を引っ張ってきてくださいました中尾町長と議論する場も今日が最後となります。今日の私の一般質問は、その中尾町政のときに始まりました、ふるさと納税関連について、ちょっと心配に思っている点が幾つかあるという視点で中尾町長と議論させていただきたいなと思っております。

通告書に沿って進めてまいりたいと思います。大きく分けて二点の項目を準備しました。一点はふるさと納税の積立基金についてと、もう一点はふるさと納税型のクラウドファンディングについてです。順次質問に入ります。

まず、1番目の質問ですが、ふるさと納税は臨時的・変動的な収入であるが、ふるさと納税基金はどのような性格の財源か、臨時財源なのか、準一般財源的なのか、運用に対する考え方を問うと通告しておりますので、まずの答弁をお願いします。

○議長（緒方正綱君） 総務課長佐竹雅人君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（佐竹雅人君） お答えします。

ふるさと納税は臨時的、変動的な収入であると議員の質問の中にもありました。議員おっしゃるとおり、そういう性質のものであると認識しております。ふるさと支援寄附金、このふるさと納税については、町の運用としては一旦ふるさと支援基金に積立てを行って、その後、ふるさと支援寄附条例に基づき各種事業を行っているところです。このふるさと支援基金を活用することで、多種多様な事業の展開が可能となっております。また、この支援基金が一般財源の代替的な役割を果たしているということも事実で、一般財源の性質を持った臨時的な収入であるという感覚が一番近いのではないかと思います。地方財政状況調査、いわゆる決算統計上においても、そのルールの中でも臨時的な一般財源とい

う扱いになっていますので、あくまで臨時的な収入の考えということで間違いないかと思
います。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 11番下元真之君。

○11番（下元真之君） まずの答弁をいただきました。多種多様な事業にも充当されてい
るので、一般財源的な臨時財源だという答弁をされました。しかし、性質上は臨時財源な
んだということです。

ここで一つ心配に思っ準備しましたのは、見通しが不確実な不安定財源なのに、自由
に使える一般財源のように運用しているように見える、実際そうしているんだという発言
があったと思います。財政規律が緩んでいくように見えるという視点で私は準備しており
ます。見通しが不確実、不安定財源なのに、自由に使える一般財源のように運用している
ように見えると、この点についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 総務課長佐竹雅人君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（佐竹雅人君） お答えします。

ふるさと納税支援基金ですけれども、本町ではふるさと支援寄附条例の内容に沿ったも
のでしたら、経常的な経費となるものであったとしても、ふるさと支援寄附金を活用でき
ることになっております。

その理由としては、ふるさと納税はいただいた寄附額の50%、半分程度は返礼品等の経
費として必要となります。本来これがなければ、この分を別の行政サービスに充てるべき
一般財源としてあったものを返礼品等の経費として消費してしまうという性質になりま
す。最低でも経費見合い分については、本来今必要とする行政サービスに対して活用して
いきたいという考えがあります。また、寄附額が少額でありましたら、この寄附額と、か
かった経費の差額分について、寄附により用意した、ふるさと納税寄附を受けてやろうと
して用意した事業に、この臨時的な経費として活用することも可能と思いますけれども、
実際に、この寄附により用意した新規事業はふるさと納税、近年減少傾向であるとはい
え、10億円前後のものが集まっているとことを考えると、寄附用に用意した新規事業や臨
時的な経費だけに充てていくというだけでは十分活用ができなくなって、基金にどんど
んどんどん積んでいくといった経過も出てきたわけです。このため、新規や継続、あるいは
経常的、臨時的にかかわらず、ふるさと支援寄附条例の趣旨に沿った経費であれば、真に
必要な経費としていただいた寄附を活用していくことが、寄附をしてくださった方々に対

しても、また本町にとっても一番有効な活用方法ではないかという考えを持っています。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 11番下元真之君。

○11番（下元真之君） 答弁いただきました。条例できちんと整理をして、積み上がる分が多すぎることにならないように、そういった意味で継続的な事業へも新規の中へも、また経常支出になるような事業であっても取り組んできた経緯があるということだったと思います。

心配してここの部分を問うたのは、財政ショックのときに弱いんじゃないかと思って、この見通し不確実、不安定財源というところにこだわって問うているわけですが。例えば、制度が変更された、規制が強化された、競争が激化したとか、そういった場合は、財源として当てにしていたものが減ることがあると、ちゃんと自覚した上で条例に落とした規定、こうやって運用しているが、そういった不安定要素もきちんと自覚した上でやってきていますかというところも聞いておきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 総務課長佐竹雅人君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（佐竹雅人君） お答えします。

ふるさと支援寄附金、あくまでも臨時的な収入です。競争が激化していることで全国でもパイの取り合いになっているところで、寄附額が減少する可能性は十分に考えられるところではあります。一番は、ふるさと支援基金に活用する上で、直ちに基金が枯渇してしまうということはあってはならないと思いますし、総務課においても、この基金の残高には常に注意を払いながら、減少していくとしても緩やかな減少、逡巡していく取扱いにしなければならないという考え方を持っております。

○議長（緒方正綱君） 11番下元真之君。

○11番（下元真之君） この視点でもう一つ聞かせておいていただきたいのは、この事業の中に、先ほども経常経費に使う分も入れて使っているんだとありました。人件費とか維持費とか、そういうところに充てている分ですよね。一般財源的な運用をしているように見える部分が毎年、見合い分と言われる部分ですよね。ふるさと納税の経費に係る見合い分を継続事業に充てていると。収入の部分で新規のもの、拡充のものに充てていると。ふるさと納税基金関連の資料を見ておきますと、積み上がり過ぎるのを抑えるためにも拡充して使っているという発言もありましたけれども、見合い分となる経費以上にずっと使ってきているんですね、継続事業へも。そういった観点から、経常的なものにかかってき

た事業というのは、財政的に、財政的にといたしますか、ふるさと納税の制度的に何かあったときに、言うたらふるさと納税基金が思った以上に集まらないことが続いてきたときに、人件費とか維持管理に充てている部分は簡単に対応することができなくなるんじゃないですかと、そういった部分を非常に心配するわけです。事業の量を減すことは対応できても、事業をするための本質的な人件費であるとか維持管理の費用とかは減せなくなるから、不安定な財源を当てにして維持管理の部分にまで入れていく、こんな使用の仕方は注意すべき点となるんじゃないですかという意味の質問を2番目でしてみたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 総務課長佐竹雅人君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（佐竹雅人君） お答えします。

ふるさと納税の寄附金ですけれども、人件費であるとかそういった経常的な、義務的な経費に充てているというご発言だったと思いますけれども。あくまでも寄附金条例に基づいた事業で、例えば職員の給料であったり会計年度任用職員の給料とか、扶助費、公債費、そうしたものに直接的に、ふるさと納税の額を充てていることではないという考え方です。この基金の活用の方法については、有効に活用するということのを念頭に、今後基金の残高をしっかりと精査もしながら取り組んでいかなければならないと思っております。

ただ、人件費等、一般財源の部分で削減が図れていっているか、難しいんじゃないかということですが、その部分を減していくのは非常に財政サイドでも難しいところがあります。令和8年度当初予算においても、義務的経費が1億9,000万円、3.1%の増という資料もお出ししていますけれども、既存の事業の見直しや優先順位の考え方、また会計年度も含めた職員数の適正な管理も今後、必要になってくるという考え方を持っています。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 11番下元真之君。

○11番（下元真之君） 条例に基づいた運用をしていることと、基金の残高にも十分注意しながらやっているということだったと思います。本来ならば、各課内で縮小であるとか統合であるとかの議論をしなくてはいけないのが、経常収入に対する支出の部分だけだったらすよ。そういう議論をしなくてはいけなかったのに、ふるさと納税関連で使えるお金があるから、その部分を先送りしてきたんじゃないかなという視点で聞かせていただいております。

同じく三つ目の心配する点は、本来の趣旨は応援であるとか共感であるふるさと納税が、財源確保の手段となってしまっているのではないかと。というのは、新規拡張、拡充

の部分では、前にも指摘しましたけれども、例えばコミュニティバスであるとか配食サービスでありますとか、コワーキングスペース、新しくつくった建物への維持管理費でありますとか、学校給食費、そういったところにたくさん充てられてきたんですよね。言うたら、経常的な支出の財源をも確保するための手段になってしまっているんじゃないですかと、ここで聞かせておいていただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 総務課長佐竹雅人君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（佐竹雅人君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、経常的な部分に充たってきていることは先ほど来、私も申し上げているところです。地方公共団体が自主財源を確保する手段としては、現在においては、ふるさと納税制度は地方自治体、極めて現実的な選択であると考えております。ただ、制度の運用については賛否があることも事実です。この制度のもともとの始まりは、生まれ育った地域や恩恵を受けた自治体、言わばふるさとに納税したい、恩返ししたいと、納税者の意思を反映した制度であったと認識しております。現在は、これらに加えて自治体の経営努力の促進による地域の魅力を掘り起こし、マーケティングや地場産業の育成につなげる、稼ぐ自治体へと変化をもたらしている状況とも考えられます。いずれにしましても、地域間における資金移動としては、都市部から資金を還流させる仕組みに変わりはないと思いますけれども、その逆もあると考えられます。国におけます経費率の見直しなどにより、活用できる基金が想定外に減少する可能性もありますので、これまで以上に工夫しながら寄附金の確保に取り組む一方、充当事業においては適切な運用が求められるものだと考えております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私からも、ふるさと納税の今までの取組も含めて、ちょっと考え方を述べさせていただきたいと思います。

就任させていただいたのが平成26年4月でしたので、それまでもふるさと納税制度の運用はしておりました。返品なくして大体年間、うろ覚えですけども、500万円以内くらいの納税額をいただいて一般財源化の中で使っていたと思います。私も一応いろいろ町政を担当する以上、人材育成であるとか、移住定住であるとか、若者定住であるとか、子育て支援であるとか、そういった公約を掲げて就任させていただきました。通常25年、26年までの予算編成の中にはそういったことが含まれておりませんでしたので、ちょっと

企画課長、副町長と相談しながら返礼品を用いて地域振興、地場産業の振興等、それから自分の思いの公約の実現に向けて返礼品を用いてやってみたい、どうですかと協議させていただきました。結果として、今、下元議員がおっしゃるように、経常的費用に対するバランスですね。用途のバランスは年によっても変化しておりますし、全体の中でちょっと流動的です。ただ、私としても公約を進める以上、なるだけ微に入り細に入り調査させていただいて今、支援をしておりますので、議員が指摘される危機感は持っております。なかなか急に予算が減ったからやめにくい事業も確かにありますので、今後また担当課とそれぞれ財政、当方と協議をしながら進めていかなきゃならんと思いますけれども、私としては最大限できることをしっかり、地方創生総合戦略の推進の中で手当てしていきたいと考えております。そういった結果、ちょっとこういった不安定要素がありますので、今後は引き続いて、現場で経常的な費用との区分であるとか、財源の確保の中で位置づけであるとか、納税の収入の位置づけであるとかを整理する時期が来ておると思います。とりわけ、今年あたりも財政調整基金を崩して編成しておりますので、今後は冒頭でも担当課から申しあげましたように当然、職員数の見直しであるとか事業の見直しであるとか、そういったところを進めながら、ご指摘いただいた本来のふるさと納税の歳入の部分について、また検討もしていかなきゃならんと思いますし、なるだけ正常な形に持っていきたいと考えております。そういったご理解をいただければと思います。

○議長（緒方正綱君） 11番下元真之君。

○11番（下元真之君） 町長からも答弁いただきました。町長の答弁にあったとおり、町長が就任するまでの寄附額は本当500万円、600万円程度だったんですね。町長が平成27年から取り組み始めて、7億8,000万円、12億円ぐらいに急に伸びているわけですけれども。中期財政計画の中の財源として、ふるさと納税が12億円とずっとあるわけですよ。この12億円を当てにした財政計画になっていると思うんですよね。それが先ほどの資料を見ても令和3年までは14億円、13億円だったものが、令和4年からは11億円、令和5年は9億8,000万円、令和6年は9億3,000万円、令和7年度は今回、補正が出ましたけれども8億円台になったんじゃないかという発言があったと思いますが、要は中期財政計画の12億円を当てにした歳出が、下振れをしたときに財源不足が起こる財政構造となってしまっているんじゃないかということです。だから、何年か前に財政調整基金を3億円崩して、使わなかったから戻した。昨年分は6億5,000万円の幾らかは戻すけれども、4億円ぐらいは使っていると。来年度の令和8年度予算では8億円の財政調整基金を崩すと。

今町長がおっしゃったように、町長公約も含めて、やりたい事業の財源として、ふるさと納税の12億円をずっと当てにした予算なりを組んでいく財政の構造になっているから、12億円を切ってきたときに財政調整基金を崩さないで運用できない構造になってしまったんじゃないですかと指摘したいんですよ。それについてどうですか。

○議長（緒方正綱君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） ご指摘のとおり、12億円の財政計画で進んできたことは事実ですが、言い訳ではありませんけれども、通常の予算編成で、通常の物価の変動がない中では一定、余力のある許容範囲内だと数字を聞いております。ただ、今回は、議員もご承知のとおり、一昨年、文化的施設の議決頃から物価高があつて、特に去年、今年度は人件費の増加、そういった外部の要因もありますので、全てそういったことではないと思っております。ただ、現状はこういうことになっておりますので、その辺も含めて、今後は必要に迫られた状況で見直しをしていくことになろうと思っております。

○議長（緒方正綱君） 11番下元真之君。

○11番（下元真之君） 町長からの答弁いただきました。最初に指摘したように、見通しが不確実な財源、不安定な財源なんだということですよ。そこの部分を十分に注意した運用にしていかなければいけないなと思っております。

次の2番目の質問に移ってまいりたいと思っております。経常収支との関係について、基金の取崩しは経常収入ではないと考えるが、経常支出へ充てられた場合は経常収支比率は正確と言えるのか、考え方を問うと出しておりますので、まずの答弁をお願いします。

○議長（緒方正綱君） 総務課長佐竹雅人君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（佐竹雅人君） お答えします。

まず、経常収支比率については、人件費や扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費に対して経常的に収入される一般財源、町税や普通交付税などになります。これがどの程度充当されているかを算出するものです。この数値が高くなるほど財政構造の硬直化が進んでいるという指標となっています。この比率は決算統計を基礎に算出することになりますけれども、決算統計のルールにおいては、基金からの繰入金は臨時的な収入として扱うこととなっております。経常的な収入には当たらないため、経常収支比率に影響を与えるものにはなっておりません。また、経常的な支出かどうかとも同様に決算統計のルールに従い算出されるもので、ふるさと納税などの臨時的な収入を活用しているかどうかで変わってくるものではありません。

経常収支比率を算出する上で影響を及ぼすものは、国庫支出金や県支出金などの特定財源のうち、経常的な経費に充当されたもののみで、これらを差し引いた全てが経常収支比率の算出における経常的な経費に充てられた一般財源という扱いになります。したがって、ふるさと支援基金の活用により経常収支比率に影響が出ることはないという考え方を持っています。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 11番下元真之君。

○11番（下元真之君） 分かりました。やはりそういう答弁ですね。当然そうなんですけど、言うたら町税、地方税、16億円ぐらいでずっと来ていますよね。地方交付税も65億円ぐらいでずっと来ていて、一般財源のところは85億円前後でずっと安定的にきている。あくまでもその部分を経常支出にどれぐらい使ったかのかが、経常収支比率なんだという答弁ですね。

私がここで非常に心配しているのは、そうやって不安定な財源を、先ほど課長が答弁してくださったように経常的な支出へ、経常的な事業へも入れ込んで使っている、一般財源的に使っているように見えると。言うたらふるさと納税の見合い分として55%は使っているけれども、見合い分55%以上に使っていると、新規にも同じく使う。本来ならば経常収入では賄えない部分が入っているから、どうしても隠れたように見えるんですよね。その収入の使い方が、実態以上に良く見えるんじゃないかなと思うわけですが、その部分は、ルールとしては85億円の一般財源を使った部分が経常収支比率なんだということですが、不安定財源をそうやって経常的な支出に充てていくと、実際のうちの町の経常収入に対する経常支出の在り方よりも、財政的に良く見えるんじゃないかと、その心配のところはどんなに考えていらっしゃいますか。

○議長（緒方正綱君） 総務課長佐竹雅人君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（佐竹雅人君） お答えします。

統計上の経常収支比率の算出については、先ほど来の答弁のとおりです。寄附金が経常的な経費に当たっていないか、そのことで数値が良く見えるのではないかというご指摘ですけれども、先ほど来答弁の中で、ふるさと納税寄附条例によって用途は定めているんだとお答えさせていただきました。もともとなかった寄附金が、それまで政策的に行ってきた事業の財源に置き換わっている部分は当然あると認識しております。この比率の算出については、経常的な経費、支出であるかどうかの考えにより区分をしているということで、

意図的に今扱っていることにはならないという考えです。

ただ、条例に定めた事業だからどんどん使っていっても問題ないんだということではなく、納税額のどれぐらい、また基金残高のどれぐらいといった運用上のルールや、充当事業の内容を更に整理していくことも重要だと考えております。寄附金がいきなりゼロになったとしても直ちに事業を中止することがないよう、また住民サービスへの影響が最小限に抑えられる対策等も全庁的に共有しながら取り組んでいかなければならない、そういう時期にあるという考えです。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 11番下元真之君。

○11番（下元真之君） もう一つここで聞いておきたいと思います。運用上のルールにちゃんと従って、条例でもきちっと整理した中でやっているんだということですが、本来ならば一般財源で賄えない、経常的な経費がここに隠れているように見えるということです。経常収支比率、今うちは96%になってしまっておりますけれども、それ以上の部分をこの臨時財源のところを充てて使っているように見えるから、本来なら一般財源で賄えない部分を臨時財源である、ふるさと納税基金の部分を使って賄えるから隠れているように見えるんですね。そうなってくると、財政運営の判断を我々議会の同僚議員の中でも、自主の財源がこれだけあるから大丈夫じゃないかという、判断が鈍ってるところがあるんじゃないかなという視点で、この質問を準備したんです。先ほども議論したように、下振れしたときに、実際今のような状態になっているので、下振れをすることはあんまり想定になかったと思うんですね。でも、下振れをしたときには急激な変化がぱっと見えてきてしまったんじゃないですかという視点の質問です。答弁をお願いします。

○議長（緒方正綱君） 総務課長佐竹雅人君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（佐竹雅人君） 議員がおっしゃるとおり、ふるさと納税の寄附金額が減ってきた中で、例えば財政調整基金の取崩しであったり、ふるさと納税支援基金の取崩しも納税額以上のものになってきたことは、ご指摘のとおりだと思っております。その取扱いについては、こうした納税額の減額が一気に現れた形にはなっておりますが、ただ、ふるさと納税だけではなくて、近年の人件費の高騰であったり、それに伴う物価高騰、それによって物件費等の高騰、全体的に上がってきたところが数億円程度の影響がここ数年で出てきていると感じているところでして、その辺のバランスといたしますか、状態もしっかり見極めていく必要が出てくるという考え方を持っています。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 11番下元真之君。

○11番（下元真之君） 近年の物価高騰、人件費の高騰という話もありましたけれども、昨日の同僚議員の質問の中で、副町長から地域振興局になったときの考え方とか、交付税の配分の話がありました。振興局になったとき、4.6億円っておっしゃいましたよね。一本算定になって減っていくぞ、5億円とか6億円とか減っていくぞって言われていたものが、局の部分を評価してくれて4.6億円減らずに、もんだみみたいな印象だったわけですけども。同じ人口規模の自治体であっても、四万十町の場合は3町村が合併した局の部分にも4.6億円分の交付税が上乘せされてくるようになったわけですから、その人件費の部分も、人減らしの部分も随分助かった運営になったんじゃないかなと思いついて聞かされたんです。国が主導して職員の給料を上げろという人件費の部分も交付税措置されているんですよ。交付税措置されているんだから、人件費が上がったから財政が窮屈になったという議論はやっぱりおかしいんだと思うんですよ。局の部分も交付税の算定も上乘せされている、人件費もちゃんと上乘せされてきている、だからその部分で賄えるような体制づくりをしなきゃいけなかったのが、中尾町長の町政の課題だったんじゃないかなと思いついて今の話は聞かせてもらったわけです。

今の状態が、こうやってふるさと納税の基金を使って経常収支比率以上に使っているのは、財政的に良く見えるという指摘をさっきからしているわけですけども、そうなりますと、我々の議員の中にも、単年度収支のバランスが取れていると錯覚しているんじゃないかなという視点なんですよ。自主財源としてのふるさと納税が平均的に12億円入ってくる、入ってきたら自主財源が安定して、半分は経費に使われるけれども、約半分は自由に使えるから、実際に使ってきたから収支のバランスがすごく取れているように錯覚してしまうんじゃないかなと。でも、実際は下振れしたときにはお金が足りない、経常的なお金が足りない状態になってきているんだと指摘したいわけです。

前回の議会するときにも、将来リスクを先送りしてきたんじゃないですかという議論をしたときには、たまたま施設の更新の時期なんかがすぐそこへ見えてきたとか、だから、今まで政策的な課題がずっと積み上がってきたものが、たまたま今なわけで、決して将来に対するリスクの議論を避けてきたとか、そういうことじゃない、たまたま今になっているんだという発言の答弁を聞いたわけですけども。やっぱりこうやって整理して考えてみると、大切なリスク的な部分を先送り、本当は課の中とかでも統合であるとか廃止である

とかの議論をしなくちゃいけなかったのに、どうも先送りしてきてしまって、それどころか同じような経常経費がかかる新たな事業まで、それにまた覆いかぶさるように進めてきてしまったんじゃないかなというのが2番目の議論の趣旨ですが、そこに対する答弁をお願いします。

○議長（緒方正綱君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員のご指摘のとおり、単年度収支でいくとそういうことがやっぱり言われると思います。ただ、私も就任以来、財政班とも協議をさせていただいて、やはり基金、こういった不測の事態が起こるといことは想定しておりました、案件は別にしても。基金の積み上げ、積み増しといいますか、造成状況をしっかり頭に入れながら、当然ふるさと納税の2分の1においては経常的な収入で扱っていますので、うろ覚えですけども、令和5年までにおいては平均で4億円前後の黒字で来ました。そのうち半分を繰上償還に使って、半分を基金に造成したということで、トータル10年間で45億円ぐらいの積み増しをしております。

そういった点で、こういったことがあるからゆえに、今回はそれをうまく運用して危機を乗り越えるということになると思いますので。確かに議員のご指摘のとおり、単年度収支でいくとそういうことを言われますけども、この案件については私も責任はありますけれども、やっぱり有事を想定して積み上げもしながら対応しておりますので、大変無責任な話になりますけれども、今後においては新首長の下で、しっかりそういったところの整理をしながら、一定の期間のうちに基金も活用しながら、正常的な予算編成に向けて取り組んでいくことになると思いますので、そういったこともちょっとご理解いただければありがたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 11番下元真之君。

○11番（下元真之君） 町長から答弁いただきました。

この項目の最後に、副町長にも答弁をお願いしておきたいんですね。なぜかといいますと、何回か前の議会の際に、文化的施設関係だったですけども、財政シミュレーションを個別にやったんだと。中期財政計画の中で文化的施設関係の財政シミュレーションを個人的にもやった、その時点では大丈夫だった、規模についてもあの規模で大丈夫だったんだというお話がありました。町民から、文化的施設は大きすぎるというような意見があって、様々な議論を経てきて、しかしその中で、財政的には大丈夫なんだとずっと繰り返しましたよね。新型コロナウイルス感染症もあって、ロシア・ウクライナの戦争も起こ

り、物価高騰があっても安定しない、それでも最後の最後まで財政的には大丈夫だと。残念ながら中止には文化的施設になりましたけれども、図書館の課題は残るから、縮小したものを建てるなどの議論を進めるべきじゃないかということに対しても、あの規模が必要最低限で行政の考え方は変わらないんだと、ずっと繰り返し答弁してきた。その中で、あの時点では財政的にもあの規模でも大丈夫だったと答弁をされたわけです。あの時期、あの規模ですけれども、財政支出、経常的な支出が文化的施設をやると出ていくわけですけれども、担保する財源の考えとしては、やはりふるさと納税の関係の基金を財源として運用しようという考えで、財政シミュレーション、個別にやったって言いますけれども、その部分は何だったのか。私たちも財政シミュレーションを個別にやった財源の担保のところが何か知りたいということで、事務局を通して資料が欲しいと言いましたけれども、個別の事業なもので出せないということでした。その部分は副町長、最後ですから聞かせておいていただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 個人的にシミュレーションというご指摘があり、個別、中期財政計画、議員これをお持ちだと思います。こちらは令和4年度から8年度の5か年間の財政計画の見通しを立てたものです。この計画を策定した際には、いわゆる総合振興計画に掲げた全ての事業ということですので、文化的施設は資材費のアップ等がありまして21億円、ランニングコスト8,000万円ということでしたので、それを基に財政のシミュレーションを財政班でしていただいたところです。先ほど来ふるさと納税の寄附金のご指摘もありましたが、確かに中期財政計画においては寄附金12億円前後を見込んだ中身となっております。実際、令和7年度末になったわけですが、いわゆる起債残高については、中期財政計画においては219億円の残高を見込んでおりました。実際にはそうした事業がないということでしたので、210億円ぐらいに下回っております。議員ご指摘のように、後年度負担は中止をしたことによって減額、減少することになっているところです。

財政調整基金についてもいろいろご指摘がありましたけれども、中期財政計画においては約42億9,000万円を見込んでおります。お手元の予算説明資料にもあるかと思いますが、今年度末の財政調整基金については約44億円です。しかし、令和8年度においては、議員ご指摘のように大変厳しい状況になっているのは事実です。ただ、何とか何とか、先ほど支所経費のお話もありましたけれども、期待値ではあります、期待する値ではありますけれども、まだ令和8年度については見込みの予算です。地方交付税について

も、どうしても安全側を見込みますので、68億円余りを計上しているところですけども、恐らく今年度並みの交付税の措置、71億円ぐらいの交付税はあり得るのかなという見込みも立てておりました、議論にも上がっておりましたけども、一定、財政調整基金の戻し入れもあるかと思えますし、いずれにしましても、町長からも答弁差し上げましたように、攻めるときにはしっかりとふるさと納税を活用して攻めてきた経過もあります。

ただ、昨日の13番議員からの財政の質問でもありましたように、本当にこれからのいわゆる経常経費というものが、特に中期財政計画においてクリーンセンター銀河の長期包括契約、第1期目が総額で約36億円でしたけども、第2期は50億円を超えるといった大幅な上昇になっております。こういったところの見通しが十分できなかったことはご指摘のとおりだと考えておりますので、こういったことも踏まえて、これからの財政運営というのはより一層事業の見直しを図ることが第一でありますし、いわゆる優先順位といったこともしっかりとつけながら、無駄は徹底して省いていく、そういった行財政運営を次の首長には是非、町議も踏まえてしっかりと議論していただきたいと考えているところです。

○議長（緒方正綱君） 11番下元真之君。

○11番（下元真之君） 丁寧にご答弁いただきました。今の経常収支比率が96%を超えているということですので、経常収入以上に支出されている部分をふるさと基金でまた経常的な事業に充てているという、こういう財政構造でいってしまうと、いざというときに緩やかな減速ができなくなってしまいますので、その部分は十分に注意して取り組んでいただきたいなという趣旨の質問でした。

最後に、ふるさと納税やふるさと納税型クラウドファンディングは目的型・共感応援型の寄附制度だが、経常事業の臨時財源化や財政構造の不安定化が心配される。将来的に寄附依存型の財政構造とならないか、考え方を問うと出しておりますので、まずは答弁をお願いします。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） お答えします。

まず、ふるさと納税型クラウドファンディングについては、耳慣れない方も多いと思われまますので、若干お時間をいただきまして、簡単にご説明差し上げたいと思います。当町のふるさと納税自体は、四万十町ふるさと支援寄附条例に掲載された目的別の6項目に充てるために寄附を募る制度となっております。そのうち、今年度から当町においても取り組んでおりますふるさと納税型クラウドファンディングは、目的から一步踏み込み、更に

具体化した個別事業に充てる形で寄附を募る仕組みとなっております。ふるさと納税型クラウドファンディングについては、今年1月の総務省通知においても、使い道や上限金額を定めて行うクラウドファンディング型の実施について推奨されているところです。当町においては、実績ですが、これまでに窪川高校の野球部応援等、3事業でふるさと納税型クラウドファンディングを実施し、目標以上の寄附金を集めております。どの事業をクラウドファンディングで行うという判断は、町の施策ヒアリングであるとか戦略本部会という仕組みがありますけども、全体で協議の上、町として実施すべきと認められた事業に限ってクラウドファンディングを行うと整理しておりますので、寄附金を当てにしたという形ではありません。

ただ、ご指摘のあった義務的経費であったり裁量的経費については、特に区別なく募集するようになっております。ただ、一般的に共感を得られるという事業は、裁量的経費のほうが多いかなと思っております。そういうことですので、クラウドファンディングを実施したからといって財政が硬直化するとは考えておりません。また、クラウドファンディングの寄附金額には目標上限を定めることができます。その目標上限については上限でとめる、あるいはそれ以上受け付けるといった設定は、当方で可能となっておりますので、個別事業の内容を精査の上、継続していく事業については上限を超えて募集したりが可能な制度となっております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 11番下元真之君。

○11番（下元真之君） この質問の趣旨は、このやり方を進めていくと将来的に寄附依存型の財政構造にならないかということなんですが、寄附前提の事業設計、集めるかどうかの不安定さもあるやり方ですよ。それが依存型の財政構造となっていくんじゃないかなと。私は、毎年当てにできる税を財源とした構造の財政運営をするべきだという考え方ですので、その指摘はここでしておきたいと思いますが、質問していると時間がありませんので、二つ目の心配点へ行きますが、先ほどちらっと町長からも発言ありましたけれども、政策とか事業の優先順位のところにゆがみが出てくるんじゃないかなということ。公平性が損なわれていきやせんかなと、私はここへメモしましたが、集まりやすいところになっていくんじゃないかなということ。です。

前回、企画課長が答弁したときに、優先順位のところで非常に丁寧に答弁がありまして、まちづくりの視点として暮らしを守るという視点、もう一つは産業や雇用をつくると

いう視点。でも、優先順位があるとしたら、やっぱり暮らしを守るところの視点で優先順位は各課ともに見ていくべきだろうという視点で、私はそのとおりだなと思って聞かせていただいたんですが。クラウドファンディングになると集まりやすいから、集まったらそのままの金額がそこへ行きますよね。そうなってくると、地味だけれども大切にずっと続けてきていたものなんかと比較したときの不公平感じゃないですけど、公平性が損なわれるとメモしましたけれども、ゆがみのようなものが出てくるんじゃないかなと。その議論はした上で進んでいますかという心配です。答弁をお願いします。

○議長（緒方正綱君） 総務課長佐竹雅人君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（佐竹雅人君） 先ほど、にぎわい創出課長からクラウドファンディングについては答弁を差し上げたところです。新たな事業展開については、クラウドファンディングなど財源確保の取組は重要であるという考え方ですが、一方では財政調整基金を取り崩しながら予算編成をしているのも事実です。この制度を活用するルールとしては、政策的な事業が対象になってくると思いますので、先ほどの答弁とも重複しますが、執行部、戦略本部会議等の中でしっかり共有をして、必要な事業として認めた上で決定していくこととなっています。既存の事業、これまで継続的にしてきた事業で町民の暮らしを守る、そうした必要な事業とは、財源は一線を画すものでもありますので、双方のそれぞれの視点を持って対応していかなければならないと思います。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 11番下元真之君。

○11番（下元真之君） もう少し議論したい視点がありますけれども、時間が迫りましたので、私が考えていることを述べさせていただく形にしたいと思います。

まずは、先日私たちが視察に行った宇佐市の高校の魅力化に対して、3年ぐらい前から取り組んでおりますけれども、経常的な支出になるところには非常に注意しながら取り組んでおりました。もう一つは、ふるさと納税の基金の部分を安心院高校に充てたらどうかという一般質問もあるようですけれども、非常に財源が不安定だということで、3年も前から私たちよりも早くにやっているところでも非常に慎重に取り組んでおったのが、私たちはろくに議論もせずに進んできてしまっているところは注意しなきゃいけないと、今後、思っている。寄附額の増減で事業の継続性が変動するんじゃないかなと思うわけです。今回は人気があってそれ以上の金額が集まった、猫のことも思った以上に何年も先の分まで集まった。けれども、ふるさと納税が12億円あると思っていたものが、何かの拍子

に10億円を切る、変動してくる可能性もあるわけで、それを当てにしてやっていくと今後の継続性にも関係してくるんじゃないかと。そうなってくると、本来、整備、整理、統合とかの議論を進めるべきものが、クラウドファンディングを利用することで温存されていく可能性もあるぞという議論をしたかった。構造改革の先送りみたいなことになるぞという議論をしたかったです。

もう一つ大きな議論したかったこともありますけれども、それを説明しよったら38秒では終わりませんので、ここで終わりいたします。

最後まで中尾町長との議論は、私はどちらかというところと厳しい視点で議論させていただいたかなと思いますけれども、でも真摯にずっと紳士的な答弁をしてくださいました。本当に長きにわたって私たちをご指導してくださって、ありがとうございますという言葉が述べて、私の一般質問を終わりとしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（緒方正綱君） これで11番下元真之君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。午後は1時から開会します。

午前11時30分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第2、議案第16号四万十町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番中野正延君。

○6番（中野正延君） 重点的な取組の三つ目に高齢者等のニーズに対応した計画とあるのと、一つ目に再生不能老朽建設物に対しての除去支援の制度化とあります。これまでに高齢者に対しての取組とかは行われてきていると思うんですが、更に進歩して踏み込んだ計画があるのか、ちょっと詳しいことが分かればお伺いしたいのと、高齢者等のニーズに応じた計画的な改善というのが具体的にどういう計画なのか、ちょっと一度説明をしてもらえればと思いますが。

○議長（緒方正綱君） 中野議員、ページ数。

6 番中野正延君。

○6 番（中野正延君） 間違えました。16号、四万十町過疎地域持続的発展計画の策定ですよね。ちょっと先走りました。申し訳ありません。

計画設定に当たっての基本的な考え方の中に、令和3年に策定した前期計画からの大きな変更は行いませんと、説明資料の5ページにありますが、挙げられている計画内容について、6ページに計画内容が記載されていますが、これまで5年間の実績の中で、更に重要視していく計画の方針はないのか。全て重要な計画内容だと思いますが、全てを行っていく今までどおりの格好では変化が望めないこともあると思いますので、例えば産業の振興なんかも過疎地域においては重大な問題になっていますが、これからの取組として何か方針的なものがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（緒方正綱君） 企画課長富田努君。

○企画課長（富田努君） お答えになるか分かりませんが、お答えしたいと思います。

まず、過疎計画の位置づけです。よく中山間地域を定義づける計画で5法というものがあります。過疎法、山村振興法、特定農山村法、離島法、半島法と、それぞれ計画を策定することによって、それにひもづいたような補助事業であったり、税制上の優遇措置が受けられるものになるんですが、この過疎法においては過疎計画を策定することによって、何よりも一番のうまみは過疎債を充当することができるというところです。四万十町においては旧町村時代から含めてとなりますが、過疎債を活用すべく過疎計画を策定し、過疎債の充当を受けてきた経過があります。一定ルールがありまして、先ほど議案説明資料の中で大きな変更ありませんと言われましたが、6ページに計画内容で（1）から（11）まであります。実は過疎法の中で、この項目立てが義務づけられております。この項目に基づいてそれぞれの事業計画を入れて、一定過疎法を充当するには、過疎債を受ける可能性があるものはできるだけ計画に網羅的に入れるようにしております。何に力を入れていくかという部分は、当然過疎法の中でも一定記載はあるんですが、過疎計画というよりは、やはり町には総合振興計画がありますので、それに基づいて事業は進捗していく、基本的にはそういった考え方を持っております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号四万十町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第3、議案第17号第2次四万十町住生活基本計画の策定についてを議題とします。

この議案については、産業建設常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長にその経過及び報告を求めます。

2番・産業建設常任委員長山本大輔君。

○産業建設常任委員長（山本大輔君） それでは、審査報告をいたします。

令和8年3月11日、四万十町議会議長緒方正綱様、産業建設常任委員長山本大輔。

委員会審査報告書。本委員会に付託をされた議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案番号、議案第17号、議案名、第2次四万十町住生活基本計画の策定について、審査の結果、原案可決、全会一致です。

経過を報告いたします。

令和8年第1回定例会委員会審査経過報告書。審査日、令和8年3月5日木曜日です。議案第17号（令和8年3月4日付託）を受けております。件名、第2次四万十町住生活基本計画の策定について。説明者、建設課下元課長、橋本副課長、林主査。3、要旨、本町では住生活基本計画を踏まえ、平成24年3月に四万十町住生活基本計画を策定し、平成31年3月の改定を経て、住生活の安全確保と質の向上に関する施策が推進されてきた。本計画は、四万十町住生活基本計画の計画期間が満了することに伴い、新たに第2次四万十

町住生活基本計画が策定されるものであります。

主な改定内容としては、転入促進から転出抑制へと視点を拡大する安定した居住継続への支援、事前復興の観点を導入する地域の安全力の強化、国の2050年カーボンニュートラル達成目標と連動する住宅の快適性、環境性能の向上、空き家への対策から発生防止、着実な活動へと転ずる既存住宅ストックの有効活用、法改正に基づき福祉政策との連携を進める住宅確保要配慮者の安定した居住の確保、地域の住宅事業者の活性化を図る地域資源を生かした持続可能な住宅市場の確立。

以上の改定内容から、審査意見としては、空き家の再生、活用、除却を一体化に推進するに当たり、家財道具が残存する空き家や倒壊の恐れがある空き家など個々の状況に応じた適切な対応、管理を行うとともに、更なる体制整備を図ることを求める。基礎構造が旧基準で、老朽化のため現行基準に基づく耐震補強が困難な町営住宅については適正な管理を求める。本計画は関係課を横断するものであることから、運用に際しては連携体制の確保を含め万全を期した対応を求める。

以上の審査内容から、結果としては、産業建設常任委員会に付託された第2次四万十町住生活基本計画の策定については全会一致で可決されました。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。これより委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号第2次四万十町住生活基本計画の策定についてを採決します。

この議案について、委員長報告は可決です。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第4、議案第18号四万十町人権尊重のまちづくり条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番村井眞菜君。

○4 番（村井眞菜君） お伺いします。

四万十町人権尊重のまちづくり条例については悲願だったと思います。なかなか合意形成が難しかったため上程が保留されてきたという流れがありますが、その後、関係団体との意見交換を行っていただいて、人権条例の素案について合意形成が図られたということでしたが、どのような形で合意形成が図られて上程になったのかをもう少し詳しく教えてくださいたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 町民課長三宮佳子君。

○町民課長（三宮佳子君） お答えします。

人権尊重のまちづくり条例については、議案を令和4年3月に上程する予定でしたが、合意形成が図られなかったということで保留しておりました。その後、令和4年8月に意見公募の結果の公表を行うとともに、人権教育研究協議会各支部との懇談会を開催しまして、各支部との連携の意見交換を図ったところです。令和5年9月にも意見交換会を開催しました。人権教育研究協議会の中でも意見公募の結果の公表の内容でありますとか、各支部の内容、取組を知る中で、だんだん合意形成といいますか、方向性の行き違いの部分が埋まってきたという状況でした。

令和7年10月、今年度ですけれども、また3団体に集まってお話をさせていただいたところ、特に反対の意見はなく、具体的にどういう形で進めていこうかという話をするに至りました。人権教育研究協議会、それぞれの歴史、取組があつてのことですが、こうやって話し合いを一緒にすることによって溝が埋まってきたことはとても喜ばしいと思っております。今回、条例の上程に至りましたことを本当に感謝したいと思います。ありが

とうございます。

○議長（緒方正綱君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 改めて私からも補足の説明という形で答弁させていただきたいと思えます。

議案としてお手元に条例案が載っているかと思えますけども、その中に、新たに審議会を設置するという項目があります。最初の素案においては、この人権尊重のまちづくり審議会はもともとの素案には規則で定められておりました。各支部との意見交換をする中で、規則で委任するという事は、一定町長の都合の良い人選がされるのではないかと、いった率直なご意見も伺いましたので、条例本文にどういった団体から委員を委嘱するか、を明記したところですが、そういったところが大きな壁というか、共通の認識に立てなかったところがありましたので、その部分を条例本文に記載をし、3支部の意見がまとまったとご理解いただければと思えます。

○議長（緒方正綱君） 4番村井眞菜君。

○4番（村井眞菜君） 今のお話の中で、令和4年から各支部の行き違いを埋めるためにしっかりと話し合いが行われて、条例本文の中に審議会の設置を載せていくことで皆さんからの合意が得られたと。時間はかかりましたが、こうやって丁寧に合意形成が図られたことに本当に感謝だなと思えました。ありがとうございます。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号四万十町人権尊重のまちづくり条例についてを採決します。

議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第5、議案第19号四万十町手話言語条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号四万十町手話言語条例についてを採決します。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後1時19分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第6、議案第20号四万十町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号四万十町行政組織条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第7、議案第21号四万十町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第21号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号四万十町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第8、議案第22号四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第22号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第9、議案第23号四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第23号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について採決します。

議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第10、議案第24号四万十町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第24号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号四万十町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第11、議案第25号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第25号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第12、議案第26号四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第26号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第13、議案第27号四万十町短期滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第27号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号四万十町短期滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第14、議案第28号四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について、日程第15、議案第29号四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について、日程第16、議案第30号四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について、日程第17、議案第31号四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について、日程第18、議案第32号四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について、日程第19、議案第33号四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について、日程第20、議案第34号四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について、日程第21、議案第35号四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について、日程第22、議案第36号四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について、日程第23、議案第37号四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について、日程第24、議案第38号四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について、以上、議案第28号から議案第38号までの11議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第28号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これより議案第30号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

これより議案第32号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これより議案第33号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

これより議案第34号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これより議案第35号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

これより議案第36号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決され

ました。

これより議案第37号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これより議案第38号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第25、議案第39号四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、日程第26、議案第40号四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について、日程第27、議案第41号四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について、日程第28、議案第42号四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について、日程第29、議案第43号四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について、日程第30、議案第44号四万十町デイサー

ビスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について、日程第31、議案第45号四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について、以上、議案第39号から議案第45号までの7議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第39号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

これより議案第40号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決され

ました。

これより議案第41号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

これより議案第43号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

これより議案第44号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

これより議案第45号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第32、議案第46号四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、1番武田秀義君の退場を求めます。

〔1 番武田秀義君 退場〕

○議長（緒方正綱君） この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第46号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

1 番武田秀義君の除斥を解きます。

〔1 番武田秀義君 着席〕

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第33、議案第47号四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について、日程第34、議案第48号四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について、日程第35、議案第49号地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について、日程第36、議案第50号四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について、日程第37、議案第51号四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について、日程第38、議案第52号四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について、日程第39、議案第53号四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について、日程第40、議案第54号窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について、日程第41、議案第55号四万十町窪川B & G海洋センターに係る指定管理者の指定

について、以上、議案第47号から議案第55号までの9議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番佐竹将典君。

○5番（佐竹将典君） お伺いします。

議案52号のあぐり窪川のことなんですけれども、指定期間が令和8年4月1日から令和13年3月31日ということで、森副町長の名前で指定管理者が挙げられているんですけど、副町長は向こう5年間は社長をやられる感じなんですか。その辺をちょっとお願いしたいんですけど。

○議長（緒方正綱君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 向こう5年間社長をやられるかということですが、あぐり窪川の取締役については、町がいわゆる一番大きな出資をしておりますので、取締役の枠が従来から3人枠あり、その中で互選によって代表取締役になっております。慣例として副町長が社長をやらせていただいておりますけれども、先ほど申し上げましたように、最終的には取締役会の中での互選になりますし、ちょうど6月が取締役の任期となりますので、町が取締役3人に副町長を入れて推薦するのかどうかは次期の町長が判断する項目になってますので、それ以上お答えできません。よろしいでしょうか。

○議長（緒方正綱君） 5番佐竹将典君。

○5番（佐竹将典君） 分かりました。もう1回互選があつて、次の副町長が社長になるのか、誰かを選ぶと思うんですけども。新たに外部の社長を入れられるのか、例えばオアシス計画ではないんですが、観光交流拠点施設とか、いろいろあると思うんですけども、非常に大切な時期に社長が替わるかもしれないということで、できるだけ早めに決めたほうが観光交流拠点施設のこれから先のことも考えて、あぐり窪川と一緒に、同調して進めていけるんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなんですかね。また外部の人を入れられるような感じがあるのか、ないのか、ご答弁お願いします。

○議長（緒方正綱君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） お答えをしたいと思います。

私も副町長になってから、かれこれ8年ぐらい社長をしております。町の枠で取締役に推薦されて結果的に社長をしているわけですけども、振り返ってみますと、やはり副町長

が現場に十分勤めていない状況の中でやるのは、あまり良くないと私は判断しております。

そういう中で、ここ数年、あぐり窪川の経営に関わっている方がいらっしゃいます。いわゆる経営感覚を非常に持たれた方で、あぐり窪川の職員の意識改革、そういったことにも携わってくれている方がおります。その方は現在取締役ではありませんけども、一定の役職を持った形で経営側に加わっていただいておりますので、是非その方を私としては社長に推薦したいと考えているところですけども、先ほど申し上げましたように、最終的には取締役会での判断となります。そういったことをご理解いただければと思います。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第47号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

これより議案第48号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

これより議案第49号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

これより議案第50号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

これより議案第51号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定についてを

採決します。

議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

これより議案第52号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

これより議案第53号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

これより議案第54号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号窪川四万十会館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

これより議案第55号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号四万十町窪川B&G海洋センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後1時58分 散会